



□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 219

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// I N D E X //

- 1・2020年8月後半の安全管理ごよみ
- 2・危機管理意識を高めよう～自転車通勤等の安全指導をしていますか
- 3・交通事故の裁判事例～急ブレーキによる頸椎捻挫と事故の因果関係を認定
- 4・今日の朝礼話題～進路変更は事故を誘発しやすい
- 5・【新発売】教育冊子「運転中・自然災害時の対応は万全ですか？」
- 6・【改訂二版好評発売中】
冊子「ドライバー失格！危険・迷惑運転」（最新の道交法改正を反映）
- 7・【好評発売中】

テキスト「運行管理者のためのドライバー教育ツール Part 4」

// //

★8月後半の安全管理ごよみ

- ◆1日（土）～31日（月）
——道路ふれあい月間（国土交通省）
- ◆19日（水）
——バイクの日
- ◆20日（木）
——交通信号の日
- ◆23日（日）
——令和2年度 第1回運行管理者試験
- ◆25日（火）～31日（月）
——道路防災週間（国土交通省）
- ◆30日（日）～9月5日（土）
——防災週間（内閣府）

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2020/07/10/2020-aug-kongetsu-untankenri/>

■危機管理意識を高めよう

『自転車通勤等の安全指導をしていますか』

新型コロナウイルスの感染拡大がきっかけとなって、都心部を中心として通勤や営業・配達などに自転車を活用しようとする人が増えています。

満員電車やバス、混雑した駅での感染リスクを避けようという心理が働いているからです。

ただし、自転車利用は交通事故時に死傷災害につながる可能性が高いため、事業所としては利用する人の実態把握に努め、事故防止指導を行う必要があります。

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/07/30/kikikanri-jitensha-jiko-boshi/>

■交通事故の裁判事例

今回は、高速道路を走行中に前方の事故を避けようと急ブレーキを踏んだ際に、頸椎捻挫等を受傷した事故（事故を起こした車とは非接触）で、事故との因果関係が争われた事例を紹介します。

『急ブレーキで頭部に大きな衝撃が加わったとして事故との因果関係を認定』

【事故の状況】

平成26年11月1日午後3時27分ごろ、Aは乗用車を運転して群馬県内の高速自動車道の走行車線を走行していました。

前方には普通貨物車Bが走行しており、Bはその前方の車両を追い越すために右側車線に車線変更をしようとしたところ、左サイドミラーを衝突させ先行車両Cのリアガラスが割れました。

この事故を見たAは、急ブレーキを踏んで右側に車線変更してスピードを時速90キロから数十キロに落とし、その後もポンピングブレーキを踏みながら減速し、事故車両の前に出て路肩に止まりました。

Aはシートベルトを着用していましたが、急ブレーキを踏んだ際に身体が前に出る形となり、その反動で頸椎捻挫及び背腰部筋筋挫傷の傷害を負い、Bらに対して治療費などの損害賠償を請求しました。

これに対してBは、Aは他の車両や道路構造物に接触することなく停止しており、通院4か月を要する頸椎捻挫等の傷害を負うとは考えにくいなどと主張しました。

【裁判所の判断】

「Aは先行事故を認知して急きょ強く急ブレーキをかけたものであり、慣性の法則から急ブレーキの反動で身体が前のめりになったものである。シートベルトを着用していたとしても、急ブレーキの衝撃によって身体が一定程度前に傾くことはあり得るものであり、特に支えのない頸部についてはより大きな衝撃が加わったものと推認される」

「Bらは、Aが前方の事故に反応して身構えつつブレーキをかけたのだから、身体に外力が及んだとは考え難いと主張するが、高速度でガラス片の中に突っ込むことを避け、できるだけ減速した状態でガラス片の落下地点を通過するためには早急に制動距離をとる必要があり、急ブレーキに先立ち身構える余裕があったとは認められない。さらに、受診時に受傷原因を本件事故と説明し、事故から受診までの2日間に他に受傷原因となる出来事があったとはうかがえない」

ことなどから、事故との因果関係を認め、治療費、通院慰謝料等約74万円の損害を認定しました。

(さいたま地裁 平成30年5月31日判決)

■今日の朝礼話題

『進路変更は事故を誘発しやすい』

進路変更は前後の安全確認やタイミングをはかることに失敗すると、事故を誘発しやすい運転行動です。とくに慌てて進路変更するときに危険です。

さる7月27日、鹿児島市内を走行していた路線バスが、右側車線に進路変更しようとしてバスの前で信号待ちをしていた乗用車に衝突する事故が起きました。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2020/07/30/tw-shinrohenkou/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<https://www.think-sp.com/2020/06/01/tw-kinkyu-jitai/>

■【新発売】教育冊子「運転中・自然災害時の対応は万全ですか？」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

近年、地球温暖化などによる異常気象により、豪雨や強風・突風、猛暑、豪雪など自然災害が頻発しています。また、地震大国である我が国では、南海トラフ地震などの大地震がいつ発生してもおかしくありません。

本書は、運転時にこのような自然災害に遭遇したときの被害を最小限に留めるために、日々の対応意識をしっかりと高めていただくことをねらいとしています。

まず、運転中に自然災害に見舞われた6つの運転場面を見てそれぞれの危険要因及び対処方法を考え、解説ページでは少し時間が進んだイラストを見て、どのような危険が発生したのかを知ることができます。

また、各場面ごとにいざという時に役立つ「知っておきたい安全知識」や、巻末には自然発生時の情報収集に欠かせないWEBサイトを、QRコードつきで豊富に紹介しています。

ぜひ事業所での自然災害時対策の教育ツールとしてご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/30TjwDG>

■【改訂二版好評発売中】

教育冊子「ドライバー失格！危険・迷惑運転」（最新の道交法改正を反映）

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円（1セット＜5冊＞・税別・送料実費）

近年、交通事故は減少傾向にあるものの、他の車をあおって危険を生み出したり、運転中のスマートフォン操作によって重大事故を引き起こすなど、ドライバー失格といえる行為が増加しており、法改正が行われて厳罰化が進んでいます。

本書は、まず無意識のうちに危険迷惑運転をしていないかをチェックしていただき、その結果で各危険迷惑運転の解説ページへ進むと、事故事例や罰則が紹介されており、行為の重大性が理解できます。

また、危険迷惑運転を防ぐための運転のヒントも掲載していますので、今後の安全運転にご活用いただけます。

★2020年6月30日施行の改正道路交通法、2020年7月2日施行の改正自動車運転死傷行為処罰法を収録

★2019年12月1日施行の携帯電話使用等（ながら運転の厳罰化）の罰則強化を収録

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2YSqYiN>

■【好評発売中】

教育用テキスト「運行管理者のためのドライバー教育ツールPart4」

※仕様 A4判／64ページ／カラー刷

※価格 1,400円（税別・送料実費）

本書は、トラック運送事業の運行管理者の皆さんに広く活用され、指導・監督の指針に沿った教育が効果的に実施できると好評の「運行管理者のためのドライバー教育ツール」の第4弾です。

2017年3月改正の「指導・監督の指針」12項目に準拠した内容となっており、各項目ごとに「管理者用資料」1枚と「ドライバー向け資料」3枚を収録しています。

ドライバーミーティングや点呼時に活用でき、教育記録も残せる本ツールを是非ご活用ください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/2Mebpeh>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和2年7月30日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

